

# 全国森林計画の変更について

平成16年3月

林 野 庁

## 1 全国森林計画の概要

### (1) 計画の趣旨

全国森林計画は、森林法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して、5年ごとにたてる15年を1期とする計画  
都道府県知事がたてる地域森林計画等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積・造林面積等の計画量、施業の基準等を計画

### (2) 計画の策定状況

平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年間を計画期間とする  
新たな全国森林計画を平成15年10月に策定(閣議決定)

## 2 全国森林計画の変更の概要

### (1) 変更の趣旨

今国会に提出している森林法の一部改正法案が成立、施行された場合には、それによって、従来、保安林整備臨時措置法に位置付けられていた特定保安林制度が、森林法に規定されることに伴い、所要の変更を行うもの

具体的には、今回の森林法の改正により、

① 農林水産大臣が全国森林計画に基づき機能が低下した保安林を特定保安林として指定、(従来は、保安林整備臨時措置法に規定する保安林整備計画に基づき指定)

② 都道府県知事が特定保安林のうち早急な施業が必要な要整備森林の施業方法等を地域森林計画に明示し、必要に応じ施業の勧告等を実施等の特定保安林制度が森林法に規定されることに伴い、保安林整備計画に位置付けられていた特定保安林の指定基準等を全国森林計画に移行

## (2) 変更(素案)の概要

次の内容を、全国森林計画に追加

### ○ 特定保安林の指定の基準

機能が低位な保安林であって、次の要件のすべてを満たす森林がその区域内に存在するものを、特定保安林として指定

- ① 過密林や疎林など森林の成育状態等からみて、機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること
- ② 気象等の自然的条件からみて、施業により健全な林木の生育が見込まれ、機能を確保しうると認められること
- ③ 法令上の制限や林道の開設状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること

### ○ 特定保安林の整備方針

全国森林計画に規定する施業基準等に則して、必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して特定保安林の機能確保を図ること

特に、早急な施業を必要とするものを、要整備森林として、施業方法や期日を明示して施業の確保を図ること

## (3) 変更のスケジュール(案)

- ・ H16.3.22 林政審議会(変更の趣旨、素案の説明)
- ・ H16.4.1 森林法一部改正法の施行(予定)
- ・ H16.4 パブコメの聴取等
- ・ H16.5 林政審議会(諮問・答申)  
閣議決定

○ 全国森林計画変更（素案）

改 正 後	現 行
<p>VII 保安施設に関する事項</p> <p>1 保安林の<u>配備</u> (略)</p> <p>2 特定保安林の整備 指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当っては、Iに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項及びIIに定める森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。</p> <p>(1) 下層植生が消失しており森林土壌が流出し、又はそのおそれがある<u>と認められる森林、林冠が疎開しており林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがある<u>と認められる森林など、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。</u></u></p> <p>(2) 気象、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことによ</p>	<p>VII 保安施設に関する事項</p> <p>1 保安林の整備 (略)</p> <p><u>なお、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、当該目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められるものについては、造林等の必要な施業を積極的かつ計画的に実施することとする。</u></p>

<p>り、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確認し得ると認められること。</p> <p><u>(3) 法令上の制限、林道の開設状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。</u></p> <p><u>3</u> 治山事業 (略)</p> <p><u>4</u> その他必要な事項 (略)</p>	<p><u>2</u> 治山事業 (略)</p> <p><u>3</u> その他必要な事項 (略)</p>
--	---

## 保安林整備計画 (抄)

### 5 特定保安林の指定に関する事項

#### (1) 指定の基準

特定保安林の指定は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の①から③までの要件を全て満たす森林が存するものについて、保全対象との関係等を勘案して行う。

- ① 次のアからウまでの要件のいずれかを満たし、かつ、指定の目的に即して機能することを確保するため造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林
  - ア 林冠が疎開しており、林木の生育の状況等からみてうっ閉しないか又はうっ閉するまでに長期を要すると認められる森林
  - イ 中低木性の樹種が主体をなしている森林、病害虫等により被害を受けている森林、つる類が繁茂している森林等林相が著しく粗悪であるか又は樹種、林木の生育状況等からみて林相が著しく粗悪になるおそれがあると認められる森林
  - ウ 下層植生が消失しており、表土が流出しているか又は流出するおそれがあると認められる森林
- ② 次のアからエまでの要件のいずれも満たさず、造林、保育、伐採その他の施業を行うことにより確実な成林が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められる森林
  - ア 高山又は亜高山帯に存する森林
  - イ 傾斜が急な森林
  - ウ 赤色土、ポドゾル、未熟土等の土壌からなる森林
  - エ なだれの常襲地、風衝地等に存する森林
- ③ 次のアからウまでの要件のいずれも満たさず、森林所有者等に造林、保育、伐採その他の施業を実施させることが相当であると認められる森林
  - ア 指定施業要件が禁伐であるか、又は法令により施業について同様の制限が課せられている森林
  - イ 治山樹種の植栽又は土留等の土木施設の設置を行わなければ成林が困難であると認められる森林
  - ウ 林道、作業路等の開設及び開設計画の状況等からみて、森林所有者等に施業を行わせることが困難であると認められる森林

なお、保安林の指定の目的に即して機能していると認められる特定保安林については、特定保安林の指定を解除する。

## (2) 整備方針

特定保安林については、当該保安林の指定の目的に即して機能することを確保するため、要整備森林について次の方針により造林、保育、伐採その他の施業を積極的に推進するとともに、要整備森林以外の森林についても、適切な森林施業の確保を図るものとする。

また、治山事業等を計画的に実施し、保安林機能の維持増進を図るものとする。

- ① 林冠が疎開している森林については、早期に植栽等を行い、確実な成林を図るものとする。
- ② 中低木性の樹種が主体をなしている森林、病虫害等により被害を受けている森林等については、早期に、被害木等の伐採を行って、その跡地に植栽等を行い、樹種又は林相の改良を図るものとする。
- ③ つる類が繁茂している森林、下層植生が消失している森林等については、早期につる切、除・間伐等を行い、森林の健全化を図るものとする。
- ④ ①から③までの施業の実施に当たっては、林地の損傷を極力行わないよう適切な作業方法によるとともに、表土の流出のおそれがあると認められる箇所には、土留、編柵を設けるなど適切な保全措置を講ずるものとする。